

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

斑鳩町は、健康増進事業関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康管理関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として委託先との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

斑鳩町長

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	予防接種法、健康増進法、母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき以下の事務を行い、情報の管理、統計報告資料作成、データ抽出、分析処理などを行う。 ・定期接種、新型インフルエンザ予防接種の実施及び町の要綱に定められた任意予防接種の費用助成事業 ・妊娠届出、母子手帳の交付、妊婦健康診査、妊婦歯周疾患検診、妊婦・母子訪問指導、乳幼児相談、乳幼児健診、母子健康教育 ・健康手帳の交付、健康教育、健康相談、骨密度測定、歯周疾患検診、肝炎ウィルス検査、胃がん検診、肺がん結核検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、健康診査、脳ドック健診、訪問指導
③システムの名称	健康管理システム(健康かるて)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、奈良電子自治体共同運営システム(電子申請)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、母子保健ファイル、住民検診ファイル、特定健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	予防接種法、健康増進法、母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の10の項、49の項、76の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	<p>予防接種法、健康増進法、母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく事務 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ◎別表第二における情報提供の根拠 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2項) ・第三欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれている項(115の2項) ◎別表第二における情報照会の根拠 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれている項(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれている項(18の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれている項(19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれている項(115の2項)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 番号法第19条第8号 別表第二 ◎別表第二における情報提供の根拠 ・16の2、16の3の項 ◎別表第二における情報照会の根拠 ・16の2、17、18、19の項</p>
---------	---

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	斑鳩町住民生活部健康対策課
②所属長の役職名	健康対策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	斑鳩町長
-----	------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	斑鳩町住民生活部健康対策課
-----	---------------

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月16日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月16日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、健康管理に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等 	

9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である	<input type="checkbox"/> 十分でない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	斑鳩町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理装置、技術的安全管理装置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう制御を行っている。また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月16日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、健康管理に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	新様式移行に伴う追記
令和8年1月16日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	最も優先度が高いと考えられる対策 [8]特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 斑鳩町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理装置、技術的安全管理装置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう制御を行っている。また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式移行に伴う追記
令和8年1月16日	I 関連情報 II しいしい値判断項目 III しいしい値判断結果 IV リスク対策	別記のとおり	別記のとおり	事後	5年経過前の保護評価の再実施
令和8年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法、健康増進法、母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき以下の事務を行い、情報の管理、統計報告資料作成、データ抽出、分析処理などを行う。 ・定期接種、新型インフルエンザ予防接種の実施及び町の要綱に定められた任意予防接種の費用助成事業 ・妊娠届出、母子手帳の交付、妊婦健康診査、妊娠週疾患検診、妊婦・母子訪問指導、乳幼児相談、乳幼児健診、母子健康教育 ・健康手帳の交付、健康教育、健康相談、骨密度測定、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査、胃がん検診、肺がん結核検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、健康診査、脳ドック健診、訪問指導 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法、健康増進法、母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき以下の事務を行い、情報の管理、統計報告資料作成、データ抽出、分析処理などを行う。 ・定期接種、新型インフルエンザ予防接種の実施及び町の要綱に定められた任意予防接種の費用助成事業 ・妊娠届出、母子手帳の交付、妊婦健康診査、妊娠週疾患検診、妊婦・母子訪問指導、乳幼児相談、乳幼児健診、母子健康教育 ・健康手帳の交付、健康教育、健康相談、骨密度測定、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査、胃がん検診、肺がん結核検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、健康診査、脳ドック健診、訪問指導	事前	国からの要請により該当箇所を削除
令和8年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(健康かるて)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、奈良電子自治体共同運営システム(電子申請)、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム(健康かるて)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、奈良電子自治体共同運営システム(電子申請)	事前	国からの要請により該当箇所を削除
令和8年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法、健康増進法、母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項、49の項、76の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	予防接種法、健康増進法、母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項、49の項、76の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)	事前	国からの要請により該当箇所を削除